

保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（案）

I. 経営陣による保険引受リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクをいう。
- ・ 保険会社における保険引受リスク管理態勢の整備・確立は、保険会社の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- ・ 検査官は、保険会社の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な保険引受リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。
なお、保険会社が採用すべき保険引受リスク評価方法の種類や水準は、保険会社の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものであり、複雑又は高度な保険引受リスク評価方法が、全ての保険会社にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。
- ・ 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、保険引受リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをI. のチェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ II. 以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がI. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。
- ・ 検査官は、本チェックリストにより具体的事例を検証する際には、保険業法等の関係法令及び監督指針等の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。

1. 方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、保険の引受（受再を含む。）が長期にわたって会社の経営に重大な影響を与えることを十分認識し、保険引受リスク管理を重視しているか。特に担当取締役は、統合的リスク管理部門と保険引受リスク管理部門が適切に連携を図ることができるよう、方針及び具体的な方策を検討しているか。また、保険引受リスクの所在、種類・特性及びリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法

並びに管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該保険会社の保険引受リスク管理の状況を的確に認識し、適正な保険引受リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は保険引受リスク計測・分析方法（手法、前提条件等を含む。）の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。

②【営業推進部門等の戦略目標の整備・周知】

取締役会は、負債特性を戦略目標の設定における重要な要素として位置づけているか。また、取締役会は、保険引受リスクを踏まえた上で、保険会社全体の戦略目標及び統合的リスク管理方針と整合的な営業推進部門等の戦略目標を策定し、組織内に周知させているか。営業推進部門等の戦略目標の策定に当たっては、自己資本等¹の状況を踏まえ、例えば、以下の項目について留意しているか。

- ・ 収益確保を優先するあまり保険引受リスク管理を軽視したものになっていないか。特に、長期的な保険引受リスクを軽視し、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した業績評価の設定を行っていないか。

③【保険引受リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、保険引受リスク管理に関する方針（以下「保険引受リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ 保険引受リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ 保険引受リスク管理に関する部門（以下「保険引受リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
- ・ 保険引受リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する方針
- ・ 保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスク等、負債特性の分析・評価を行うための方針
- ・ 損害保険会社における自由料率、標準料率、範囲料率及び幅料率商品の取扱いに関する基本方針
- ・ 保険会社の業容（規模・成長性・保有する保険引受リスクの集中度合い等）及び自己資本等の額と照らし合わせて合理的な再保険に係るリスク管理に関する方針（保有・出再方針及び受再方針）²
- ・ 特別勘定の管理に関する方針
- ・ 新規商品等に関する方針（新規商品の負債特性の分析・評価に関する方針を含む。）

¹ ここでいう「自己資本等」は、会計上の純資産や現行ソルベンシー規制に基づく資本に限った概念ではなく、経済価値評価（市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価）により認識される資本を含め、リスク管理の観点から、各保険会社が自らのリスクと対比するものとして定義するものを想定している。

² 保有するリスクに対する出再・受再の割合が軽微な場合を除く。

- ・ リスクに応じ合理的かつ妥当な保険料を算定するための方針

④【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、保険引受リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2. 内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、保険引受リスク管理方針に則り、保険引受リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「保険引受リスク管理規程」という。）を保険引受リスク管理部門の管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、保険引受リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、保険引受リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【保険引受リスク管理部門の態勢整備】

- (i) 取締役会等は、保険引受リスク管理方針及び保険引受リスク管理規程に則り、保険引受リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。³
- (ii) 取締役会は、保険引受リスク管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。
- (iii) 取締役会は、新規商品等に関連する部門の重要な情報が保険引受リスク管理部門へ報告される体制を整備しているか。また、重要な情報の定義は、規程により明確にされているか。
- (iv) 取締役会等は、保険引受リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。⁴
- (v) 取締役会等は、保険引受リスク管理部門について資産運用部門、営業推進部門等からの独立性を確保することなどにより、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

③【営業推進部門等における保険引受リスク管理態勢の整備】

- (i) 取締役会等は、管理者又は保険引受リスク管理部門を通じ、管理すべき保険引受

³ 保険引受リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が保険引受リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が保険引受リスク管理を担当する場合等）には、当該保険会社の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

⁴ 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

リスクの関係する部門（例えば、営業推進部門等）に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備するなど、保険引受リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。例えば、管理者に営業推進部門等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。

- (ii) 取締役会等は、保険引受リスク管理部門が資産側の必要な情報を把握できるよう、資産運用リスク管理部門との適切な連携を図る態勢を整備しているか。また、統合的リスク管理部門と適切な連携を図る態勢を整備しているか。

④【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑤【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。⁵

⑥【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、保険引受リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。⁶例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

- ・ 保険引受リスク管理態勢の整備状況
- ・ 保険引受リスク管理方針、保険引受リスク管理規程等の遵守状況
- ・ 負債特性の分析・評価方法の妥当性
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロフィールに見合った保険引受リスク管理プロセスの適切性
- ・ 保険引受リスク評価方法（手法、前提条件等を含む。）の妥当性
- ・ 保険引受リスク評価で利用されるデータの正確性及び完全性
- ・ 保険引受リスク評価の限界・弱点を踏まえた運営の適切性
- ・ ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性
- ・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

⑦【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、保険引受リスク管理の状況に関

⁵ このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

⁶ 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

①【保険引受リスク管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査⁷の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての保険引受リスク管理の状況に関する情報に基づき、保険引受リスク管理の状況を的確に分析し、保険引受リスク管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、保険引受リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

(2) 改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記3.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、保険引受リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

⁷ ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

ただし、保険会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

II. 管理者による保険引受リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 本章においては、管理者及び保険引受リスク管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- ・ II. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がI. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをI. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記I. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 管理者の役割・責任

① 【保険引受リスク管理規程の整備・周知】

管理者は、保険引受リスクの所在、種類・特性及び管理手法を十分に理解し、保険引受リスク管理方針に沿って、リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたリスクのコントロールに関する取決めを明確に定めた、統合的リスク管理態勢と統合的な保険引受リスク管理規程を策定しているか。また、保険引受リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

② 【保険引受リスク管理規程の内容】

保険引受リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、保険引受リスクの管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ 保険引受リスク管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- ・ 保険引受リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する取決め
- ・ 資産と負債の総合的な管理に関する取決め
- ・ 保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスク等、負債特性の分析・評価を行うための取決め
- ・ 保険引受基準（販売条件）
- ・ 新規商品等の承認・審査に関する取決め（新規商品の負債特性の分析・評価に関する取決めを含む。）
- ・ 統合的リスク管理部門との連携に関する取決め

- ・ 再保険に係るリスク管理に関する取決め⁸（保有する引受リスクの特性に応じた一危険単位及び集積危険単位の保有限度額、出再先の健全性・一再保険者への集中の管理に関する基準、受再を行う種目・地域等に関する基準、を含む。）
- ・ 特別勘定の管理に関する取決め（保険契約者に対する運用方針、運用内容等の説明に関する取決め、保険契約者に対する運用結果の報告に関する取決め、市場において遵守すべき原則及び取引執行能力、法令等遵守、信用リスク、運用実績等を総合的に勘案した発注先及び一任先・助言者の選定に係る基準を含む。）
- ・ 取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③【管理者による保険引受リスク管理態勢の整備】

- (i) 管理者は、保険引受リスク管理方針及び保険引受リスク管理規程に基づき、適切な保険引受リスク管理を行うため、保険引受リスク管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- (ii) 管理者は、統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点・問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門へ速やかに報告する態勢を整備しているか。
- (iii) 管理者は、新規商品等に関し、統合的リスク管理部門の要請を受けた場合、新規商品等管理方針等に基づき、事前に内在する保険引受リスクを特定し、統合的リスク管理部門に報告する態勢を整備しているか。⁹
- (iv) 管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い保険引受リスク管理システム¹⁰を整備しているか。
- (v) 管理者は、保険引受リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- (vi) 管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。また、保険数理に関する事項については、保険計理人に報告する態勢を整備しているか。

④【管理者による保険引受審査態勢の整備】

- (i) 管理者は、保険引受リスク管理の観点から、引受に関する適切な審査態勢を整備しているか。
- (ii) 管理者は、リスク細分型商品（保険契約者あるいは被保険者のリスクをより細分化して保険料に反映する商品）等の保険料率体系について、その妥当性を自主点検・管理する態勢を整備しているか。

⁸ 保有するリスクに対する出再・受再の割合が軽微な場合を除く。

⁹ 経営管理（ガバナンス）態勢—基本的要素—の確認検査用チェックリストⅠ. 3. ④を参照。

¹⁰ システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。

- (iii) 管理者は、引受基準に比し保険金額（会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）が過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除のための態勢を整備しているか。
- (iv) 管理者は、被保険者の健康状態等に係る身体的危険及び被保険者の職業等に係る環境的危険を適切に選択し、かつモラルリスクを排除する方策を適切に講じるための態勢を整備しているか。

⑤【保険引受リスク管理規程及び組織体制の見直し】

管理者は、継続的に保険引受リスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、保険引受リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて保険引受リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

2. 保険引受リスク管理部門の役割・責任

(1) リスクの特定・評価

①【保険引受基準への関与】

保険引受リスク管理部門は、保険引受基準が商品開発等の時に前提とした募集条件と同じ又はリスクが少ないことを確認する方策を講じているか。

②【保険引受リスクの特定・評価】

- (i) 保険引受リスク管理部門は、保険種類別などの適切な単位毎に、現在の収支状況の把握・分析及び将来の収支予測などの方法により、定期的に（少なくとも半年に一度）又は随時にリスクを特定・評価しているか。また、将来の収支予測は、現在の金利動向や経済情勢、保険事故の発生状況等から見て妥当なシナリオによっているか。
- (ii) 保険引受リスク管理部門は、保有契約の保障内容毎のポートフォリオを管理（保険契約種類毎の保有契約限度額設定等）すること等によりリスクの分散状況を把握しているか。
- (iii) 保険引受リスク管理部門は、変額保険や変額年金で保険金等の額を最低保証している商品においては最低保証に係るリスクについて把握しているか。
- (iv) 保険引受リスク管理部門は、地震、台風等の自然災害による集積リスクや大規模事故による巨大リスクについて、適切な手法によるリスク計量化を行い予想最大損害額を把握しているか（損害保険会社の場合）。
- (v) 保険引受リスク管理部門は、リスク細分型商品についてリスクを的確に把握しているか。
- (vi) 保険引受リスク管理部門は、第三分野保険商品についてリスクを的確に把握しているか。
- (vii) 保険引受リスク管理部門は、資産と負債の総合的な管理を行うため、統合的リス

ク管理部門、資産運用リスク管理部門と密接に連携し、資産側の必要な情報について把握しているか。

(viii) 保険引受リスク管理部門は、新規商品等の取扱いを行う場合に、事前に内在する保険引受リスクを洗い出し、保険引受リスク管理の管理対象とすべきリスクを特定しているか。リスクの特定に当たっては、例えば、商品開発等に関し、以下の事項について検討を行っているか。これらの検討に当たっては、営業推進部門から不当な影響を受けることなく行っているか。¹¹

- ・ 顧客ニーズや収益改善面からの妥当性
- ・ 収支予測、販売計画の妥当性
- ・ モラルリスクの有無
- ・ 使用データの適正性

(ix) 保険引受リスク管理部門は、保険引受リスクを計量している場合については、計量方法（手法、前提条件等）と各種保険引受リスクに関するモニタリング方法及び自己資本等の充実度の評価方法との整合性を確保しているか。

③【再保険に関するリスク管理】¹²

(i) 保険引受リスク管理部門は、再保険の市場参加者が限られたものであるなど、再保険市場の特性を理解した上で、出再と受再の業務が連携よく会社全体として機能していることを確認しているか。

(ii) 保険引受リスク管理部門は、再保険（出再、受再）を行う各部門において、自律的に保有・出再方針及び受再方針の遵守状況を確認する体制を整備するとともに、各部門とは独立に会社全体で保有・出再方針及び受再方針の遵守状況を確認する体制を整備しているか。

(iii) 保険引受リスク管理部門は、再保険（出再、受再）を行う各部門において、報告方法や決裁方法等の規程の遵守状況を確認しているか。

④【関連部門との連携】

保険引受リスク管理部門は、関連部門と連携して、商品開発等、保険事故の発生予測、金利・為替予測、リスク把握、出再保険の締結、責任準備金等の積立て、保険商品の販売、保険契約の引受審査等を実施する関連部門での取引内容、分析結果、保険計理人の意見書等¹³を検討データとして有効に活用しているか。

(2) モニタリング

(i) 保険引受リスク管理部門は、保険引受リスク管理方針及び保険引受リスク管理規程に基づき、当該保険会社の内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）や外部環境（経済循環、市場等）の状況に照らし、特定・評価された

¹¹ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ、3. ④を参照。

¹² 保有するリスクに対する出再・受再の割合が軽微な場合を除く。

¹³ 「意見書等」とは、規則第82条に定める意見書、附属報告書及びその他の参考資料をいう。

リスクの状況を適切な頻度でモニタリングしているか。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングも行っているか。

- (ii) 保険引受リスク管理部門は、保険引受リスク管理方針及び保険引受リスク管理規程に基づき、保険引受リスク管理の状況等に関して、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を、定期的に又は必要に応じて随時、報告しているか。

(3) コントロール

- (i) 保険引受リスク管理部門は、把握したリスクを分析し、リスクの顕在化がみられるとき又は将来のリスクに変化があるとき等においては、引受基準の変更、責任準備金の追加積立てを行う等関連部門が連携して保険引受リスク管理方針に則った適切なリスク・コントロールを行っているか。
- (ii) 保険引受リスク管理部門は、保険募集に際し、引受基準等を遵守するよう営業拠点及び保険募集人を指導・管理しているか。また、実際に遵守していることを確認する方策を講じているか。なお、募集状況の管理に際しては、引受基準に反した保険契約を締結できないようなシステムを構築することが望ましい。

(4) 検証・見直し

- (i) 保険引受リスク管理部門は、保険引受リスク評価方法の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討しているか。また、限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた、調査・分析及び検討を実施しているか。
- (ii) 保険引受リスク管理部門は、内部環境及び外部環境の変化並びに保険引受リスク評価方法の限界及び弱点を把握し、保険会社全体の戦略目標、統合的リスク管理方針、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な保険引受リスク管理方法であるかを定期的に検証し、見直しているか。

Ⅲ. 個別の問題点

【検証ポイント】

- 本章においては、保険引受リスク管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- Ⅲ. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. 又はⅡ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. 又はⅡ. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 商品開発等

① 【商品の開発・改廃】

- (i) 新規商品の販売及び既存商品の改廃に際し、例えば、当該商品の保険料が金利水準等の資産運用環境、当該保険内容に係る保険事故発生率、事業費支出の実態、保険契約の継続率の状況、当該保険契約に係る危険選択の方法、責任準備金の状況、ソルベンシー・マージン比率の状況等から適切なものであるか検討しているか。
- (ii) 付加保険料について、算出方法が合理的かつ妥当なものであり、かつ、その算出された付加保険料が不当に差別的なものとなっていないことが確保されているか。特に、付加保険料の割増引きを設定する場合には、契約方法、保険料の払込方法等に基づいたものとなっているか。
- (iii) 保険料の割引制度については、当該割引制度が数理的にみて合理的であるとともに、他の割増引制度との整合性、割引導入後の収支均衡等に照らして問題がないものとなっているか。

② 【商品販売開始後のフォローアップ】

商品の販売実績・事故発生率等が開発時に想定した水準とどの程度相違しているか確認・分析し、その結果を活用するなど、商品販売開始後のフォローアップを適切に実施しているか。当該フォローアップの実施に当たっては、例えば、以下の点に留意しているか。

- (i) リスク管理を適切に行うために、商品開発プロセスの中にフォローアップを組み込んでいるか。
- (ii) 販売後のフォローアップについて、その視点、担当部署、時期、手法、結果の活用方法を明確に定めて、実施しているか。
- (iii) 保険種類別などの適切な単位毎に収支分析や保険料及び責任準備金の計算基礎率

- の妥当性の検証を行っているか。
- (iv) 想定外の収支の変化やリスクの増減に備えて、定期的にモニタリングを行い、販売方針や商品内容の変更等の対応を適時に検討するための基準を設定しているか。
 - (v) 商品の内容が社会経済における保障（補償）ニーズに合致しているか、苦情やモラルリスク等を惹起していないかなどについて、定期的にモニタリングを行っているか。
 - (vi) 商品販売開始後のフォローアップ結果は取締役会等に対して直接、必要に応じ随時報告されているか。報告の内容は正確なものとなっているか。
 - (vii) 商品に対する顧客、代理店等からの意見収集などによるフォローアップの結果を、今後の商品開発等に反映させるための体制を整備しているか。
 - (viii) フォローアップ結果等を踏まえ必要に応じて保険料及び商品内容の見直しを行っているか。

③【損害保険会社における自由料率商品等】

- (i) 自由料率、標準料率、範囲料率及び幅料率商品について、個別の料率設定が保険引受リスク管理方針等に則っていることを確認する方策を講じているか。
- (ii) 標準料率商品の保険料の割引を行う場合、適切な関与を行っているか。

2. 再保険に関するリスク管理¹⁴

①【出再保険のリスク管理】

- (i) 出再先の選定に当たり、先方の財務内容等について保有・出再方針等に則り検討を行っていることを確認しているか。また、保険商品毎の出再保険額について保有・出再方針に則っていることを定期的に確認しているか。
- (ii) 保有・出再方針上の保有限度額を超える引受リスクが、手配された再保険によって適切にカバーされていることを確認しているか。
- (iii) 再保険金の回収状況及び将来の回収可能性並びに出再保険の成績を確認しているか。
- (iv) 再保険料又は再保険金の額が事後的に調整される再保険については、これによるリスク移転の実体を正確に認識して、リスク管理を行っているか。
- (v) 出再保険の契約実態及び再保険の市場動向から判断して、出再保険料が妥当な水準であることを確認しているか。

②【受再保険のリスク管理】

- (i) 受再契約の締結に当たって、出再保険者に関する情報及び受再契約に関する情報を入手して、当該受再契約に関する収益性やリスクについて十分な検討を行っているか。
- (ii) 主要な集積危険に関し予想最大損害額を把握した上で保有限度額を超過しないよ

¹⁴ 保有するリスクに対する出再・受再の割合が軽微な場合を除く。

う適切な管理を行っているか。(損害保険会社の場合)

- (iii) 受再契約の締結後も、例えば他国で生じた保険事故に起因する出再保険者の支払責任の発生状況について情報を入手し、適切な管理を行っているか。
- (iv) 出再によって他に移転したはずのリスクが、受再を通じて還流するケースがあることに十分留意し、管理しているか。
- (v) 受再保険の契約実態及び再保険の市場動向から判断して、受再保険料が妥当な水準であることを確認しているか。

3. 特別勘定の管理

- (i) 特別勘定の運用に当たっては、特別勘定に属する財産は損失も含めて運用実績が全て保険契約者等に帰属するという性格を的確に理解し、保険契約者等の取扱いを公正・衡平に行い、その利益を図るために誠実かつ注意深く運用しているか。
- (ii) 特別勘定に属する財産を適正に区別して経理しているか。また、法令に定める場合を除いて一般勘定や他の特別勘定に振替えを行っていないか。
- (iii) 保険契約者に対して、運用方針、運用内容等を適切に説明しているか。
- (iv) 運用結果について、定期的に保険契約者に報告しているか。
- (v) 運用実績連動型保険契約に係る特別勘定(特定特別勘定)については、規則第 75 条の 2 及び第 154 条の 2 の規定に基づく管理を行っているか。